

## 研究活動における行動規範

公益財団法人宮城県対がん協会

平成 28 年 9 月 1 日策定

当協会における研究活動の発展及び研究費の適正な使用・管理を目的として、以下の行動規範を定めるものとする。

当協会職員は、以下の行動規範を遵守し、公正かつ適正な研究の遂行に努めなければならない。

1. 当協会職員は、公的研究費が、国の税金で賄われていることをよく踏まえ、研究費使用にあたり、関連の法令、当協会内規程等並びに使用ルールを遵守しなければならない。
2. 研究者は、当協会実施のコンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講する他、他機関での研究倫理教育を受講しなければならない。
3. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、捏造、改ざん及び他者の論文、著作等の研究成果の盗用、他の学術誌に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の不正行為等を行ってはならない。また加担してはならない。  
当協会職員は、研究データ・資料等の適切な取扱いと管理及び保管を徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境を整備ならびに不正行為等抑止の教育啓発の継続的な取組に努めなければならない。また、研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示しなければならない。
4. 当協会職員は、公的研究費の使用ルールを遵守し、不正行為等を疑われるような行動を行ってはならない。  
研究上の不正行為等の例として、実体を伴わない謝金・給与の支払い、架空の取引による業者への預け金、実体を伴わない旅費の支払い等を疑われないようにしなければならない。
5. 研究者は、他者の知的財産権に係るもの、特に論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た他者の個人情報保護に努め、適正な取扱いを行わなければならない。
6. 当協会職員は、不正行為等があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為等が行われたことを知った時には、それを放置せず、適切な処理を行わなければならない。
7. 研究者は、個人の人格と自由を尊重し、人種、ジェンダー、地位、思想・信条などによる差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示や指導等を受ける者に不利益を与えるような言動を行わない。

8. 研究者は、自らの研究活動に当たって、利益相反行為を行わないよう十分に注意し、かかる状況が発生する場合には、情報公開・報告その他適切な措置をとる。また、自らの研究成果の社会還元や専門知識に基づく見解の提示においては、私益より公益を優先させる。